

兵高教組

調査情報

2018年3月19日

30号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「空白の一日」(3月31日)は 臨時教職員「空白の一日」問題 部活動を含め勤務はできません 4月1日は日曜ですが勤務することは可能です

臨時教職員の辞令は3月30日まで（一部異なる方がおられます）で、31日が「空白の一日」となります。年度初め勤務は4月2日ですが、辞令は、4月1日がたとえ日曜日であっても、4月1日付で発令されています。そのため、4月1日に勤務することは可能ですが、前日の3月31日には勤務はできませんし、管理職は黙認を含めて、勤務をさせてはなりません。

辞令の出していない臨時教職員の方が、通常と同じように通勤し、勤務をした場合について考えてみたいと思います。

辞令が出ていないとは？

辞令は、その職と任用期間を明示するものです。任用期間以外は、その職に就いていないこととなります。辞令が出ていない（＝任用されていない）「空白の一日」については雇用関係が結ばれておらず、労働者でも地方公務員でもありません。そのため、「労働基準法」や「地方公務員法」をはじめ、労働者保護のすべての法令が適用されません。

公務員でない以上、公務災害も通勤災害も対象とはならず、部活動や補習など、生徒を教育・指導できる法的な裏付けもありません。仮に、指導中に生徒のけがなど、事故があった場合、個人としての責任が問われる危険性もあります。臨時教職員を働かせた、あるいは働いているのを黙認した校長の責任が一番ですが、自己責任を問われることにもなりかねません。

「地公法に反する」と総務省

この問題について総務省に問い合わせると、次のように回答しました。

- ・任用されていない人を働かせるというのは問題だ。地方公務員法などに違反する。
- ・勤務が必要であれば、任用期間を延ばすべき。それによって「空白の一日」がなくなっても法的な問題はない。そのことは通知でも述べている。

「空白の一日」がなければ解決

「空白の一日」を設けるのでこのような問題が生じるのです。すでに国（総務省・文科省）は昨年に、再度解消を求めた指示を各教委に出しています。それを受けて、この春から、神奈川県・京都府・神戸市は「空白の一日」を廃しています。廃止の結果、夏の一時金もカットされないなどの不利益解消もなされています。高教組は「空白の一日」をなくすため、今後も取り組みを進めます。

「空白の一日」があっても以下の問題は、昨年度までに解消しています！

※年休は4月1日以降も

繰り越すことができます。

※保険証は

① 4月以降も引き続き同一校で常勤として勤務される方

3月31日も4月以降も、いまの保険証を使用することができます。同一校勤務が引き続いて続く限り、いまの保険証を使い続けることができます。

② 4月以降、別の学校で常勤として勤務される方

3月31日までは、いまの保険証を使用することができますが、4月1日以降は使用できません。保険証をいまの学校に返却し、新しい保険証が発行されるまで、通院時には保険額を立て替え払いとなります。